

●保育認定（2号・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額

階層	課税状況	利用者負担額（月額・円）			
		3才以上児（2号）		3才未満児（3号）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A階層	・生活保護受給世帯	0	0	0	0
B階層	・市町村民税非課税世帯（均等割0円かつ所得割0円世帯）	6,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
C1階層	・市町村民税均等割のみの課税世帯（所得税0円世帯）	14,000 (6,000)	13,800 (6,000)	17,000 (8,000)	16,800 (7,900)
C2階層	・市町村民税所得割額が ～ 48,600円未満の世帯	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)
D1階層	・市町村民税所得割額が 48,600円 ～ 51,000円未満の世帯	19,000 (6,000)	18,600 (6,000)	22,000 (9,000)	21,600 (9,000)
D2階層	・市町村民税所得割額が 51,000円 ～ 72,000円未満の世帯	23,000 (6,000)	22,600 (6,000)	26,000 (9,000)	25,600 (9,000)
D3階層	・市町村民税所得割額が 72,000円 ～ 77,101円未満の世帯	27,000 (6,000)	26,600 (6,000)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)
	・市町村民税所得割額が 77,101円 ～ 97,000円未満の世帯	27,000	26,600	30,000	29,600
D4階層	・市町村民税所得割額が 97,000円 ～ 117,000円未満の世帯	36,300	35,600	36,500	35,900
D5階層	・市町村民税所得割額が 117,000円 ～ 141,000円未満の世帯	36,300	35,600	40,500	39,900
D6階層	・市町村民税所得割額が 141,000円 ～ 169,000円未満の世帯	36,300	35,600	44,500	43,900
D7階層	・市町村民税所得割額が 169,000円 ～ 225,000円未満の世帯	36,300	35,600	55,300	54,400
D8階層	・市町村民税所得割額が 225,000円 ～ 264,000円未満の世帯	36,300	35,600	56,500	55,600
D9階層	・市町村民税所得割額が 264,000円 ～ 301,000円未満の世帯	36,300	35,600	61,000	60,100
D10階層	・市町村民税所得割額が 301,000円 ～ 329,000円未満の世帯	36,300	35,600	67,300	66,100
D11階層	・市町村民税所得割額が 329,000円 ～ 361,000円未満の世帯	36,300	35,600	73,600	72,400
D12階層	・市町村民税所得割額が 361,000円 ～ 397,000円未満の世帯	36,300	35,600	80,000	78,800
D13階層	・市町村民税所得割額が 397,000円以上の世帯	36,300	35,600	104,000	102,400

- ①同一世帯において小学校就学前の幼稚園、保育園等を利用している子どもが2人以上いる場合、その範囲内で最年長の子どもから順に2人目が第2子として、3人目以降については第3子として上記の保育料からの軽減があります。（第2子は半額、第3子以降は無料となります。）
- ②年収約360万円未満相当の世帯（上記の表中、B階層～D2階層の一部）については、兄弟のカウントにおける年齢制限が撤廃されます。（※年齢の最も高い子どもから順に第1子目とする）
また、3号認定（0歳、1歳、2歳児）に係る保育料については、年収約640万円未満相当の世帯（上記の表中、B階層～D6階層）については、兄弟のカウントにおける年齢制限が撤廃され、さらに第2子以降にかかる保育料が無料となります。
- ③ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯等について、B階層からD3階層の一部については表中の（ ）内の金額となり、第2子以降については無料となります。
- ④支給認定中の子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号の規定を適用します。

●算定について

4月分～8月分は前年度の市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分の市町村民税課税額により決定いたします。（※①市町村民税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。②【未婚のひとり親対象】寡婦(夫)控除のみなし適用を希望する場合は、申請書を提出してください。）

